社会福祉法人銀杏の会

役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、 社会福祉法人銀杏の会(以下「法人」という。)の役員が、法人の 業務を遂行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めることを目的とす る。

(用語の意義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに当該各号に定めるところによる。
 - (1)「役員」とは、法人の定款により定められた評議員及び理事・監事並びに委員をいう
 - (2)「費用弁償」とは、法人における評議員会、理事会、監事会、委員会に出席した場合における出席旅費又は法人の業務遂行のため出張した場合の出張旅費をいう。

(費用弁償の支給)

- 第3条 役員が法人における評議員会,理事会,監事会,委員会に出席した場合には,1日 につき5,000円を支給する。
- 2 役員が理事長の命により出張した場合は、旅費を支給する。

(旅費の計算)

第4条 前条第2号に規定する旅費のうち、日当及び宿泊料の額については、法人旅費規 程別表の管理監督者を準用する。

(旅費の準用)

第5条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給に関しては、法人旅費規程を準用する。

附則

この規程は、平成 16年 7月 29日から施行する。

この規程は、平成 22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。

